

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部原子力政策課 パブリックコメント担当 御中

今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)に対する意見書

生活協同組合パルシステム神奈川
代表理事 理事長 藤田順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川は「生命を愛しみ 自立と協同の力で 心豊かな地域社会を創り出します」を基本理念として神奈川県で活動している生活協同組合です。東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、2012年に「エネルギー政策」を制定するなど、持続可能な社会の実現を目指して活動しています。これまでも事業活動や組合員家庭における省エネルギーの推進、脱原子力発電運動、地域と協同した再生可能エネルギー普及活動に取り組んでまいりました。

当組合のこれまでの取り組みを踏まえ、以下の4点の視点から意見を申し述べます。

- (1) 原子力発電の稼働60年の延長については、科学的知見がなく、十分な検証がなされていない。
- (2) 再生可能エネルギーを中心とする「エネルギー基本計画」と大きく矛盾するものであること。「核燃料サイクル」の取り組みは破綻しており、放射能の廃棄物処理方法が確立されない中でさらに推進することに大きな問題がある。
- (3) 原子力発電は安定的で安価なエネルギー供給源ではなく、原子力発電の推進により電気料金が安価になることにはつながらない。
- (4) 脱炭素社会に向けて、石油、石炭、ウランなど海外からの輸入資源を必要としない、再生可能エネルギーにシフトすることが改めて必要である。

1. 再生可能エネルギーの拡大を図る「エネルギー基本計画」との方向性に矛盾が生じます。

「第6次エネルギー基本計画」では、「原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、原子力への依存を可能な限り低減する」としていましたが、再稼働への総力結集をはじめとした原発推進の方向性が強く打ち出されたことに大きな矛盾を感じます。

2. 経済産業省が運転期間延長に関する認可を行うことは「利用と規制の分離」を蔑ろにしています。

延長を認める運転期間については20年を目安とした上で、以下の運転停止期間については運転期間から除外することとしました。A. 東日本大震災後の法制度(安全規制等)の変更に伴って生じた運転停止期間(審査・準備期間を含む)、B. 行政命令等に伴って生じた運転停止期間、C. 裁判所による仮処分命令等に伴って生じた運転停止期間(上級審等で正されたものに限る)。原子力を推進する立場の経済産業省が原発の運転延長に関して認可を行うことは、原発事故の教訓を踏まえて議論された「利用と規制の分離」を蔑ろにし、原発事故前の状況に戻ることになります。また、停止中の原発についても経年劣化のリスクが生じます。経年劣化のデータの公開とリスク評価の開示を求めるとともに、経年劣化に対する安全対策を検討し合わせて情報開示を求めます。

3. 「次世代革新炉」の研究開発に対する公的資金を投じるべきではありません。

「次世代革新炉」の研究開発については、税金をはじめとした巨大な公的リソースを費やすことになり、原発を新設すれば、さらに数十年にわたり原発を動かし、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることになります。高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けたプロセスの加速化の方針と同時に推進できるものではありません。

4. 「核燃料サイクル」は破綻しています。

「核燃料サイクルの推進」については、これまでの「高速増殖炉もんじゅ」及び「六ヶ所再処理工場」は、長年多額の費用を費やしてきましたが、成果が上がらず破綻状態にあります。新たに、「核燃料サイクルの推進」を打ち出すのであれば、これまでの失敗に対する真摯な総括と責任の所在を明らかにした上で同じ過ちを繰り返さない対策を求めます。

プルサーマルは、本来ウラン燃料を燃やすはずの炉で使用済みの燃料であるプルトニウムとウランを混ぜ再処理した混合酸化物(MOX)燃料を燃やすものです。使用済みMOX燃料の熱量は高く、移動できるようになるまでに100年以上原発敷地内のプールで冷却しなければなりません。現在日本国内で使用済みMOX燃料を処分できる施設がない中で推進は現実的ではありません。